

第6章 計画の推進

1 推進体制

子育てや教育等の庁内関係部署や、市民や事業者等の福祉の担い手となる様々な主体と協働して、計画を推進していきます。

また、学識経験者や障害当事者、障害者団体や関係機関で構成される仙台市障害者施策推進協議会において、計画の進捗等に関する監視や調査等を実施していきます。

2 各主体の役割

(1) 行政（仙台市）

国や宮城県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進していきます。

(2) 障害者団体・事業所

団体や事業所間の連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図り、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 企業

障害のある方の雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取組が期待されます。

(4) 地域

地域における市民、団体、企業などのつながりが強くなることで、障害があっても安心して暮らすことができる環境づくりに結びつくことが期待されます。

(5) 市民

市民一人ひとりが障害や障害のある方への理解を深め、正しい知識と意識を持って、障害のある方もない方もともに暮らす社会の実現に向けて努力していく必要があります。

3 計画の普及・啓発

本市ホームページへの掲載や市区庁舎等での配布により、本市の障害者施策の考え方や内容について広く市民に周知していきます。

また、計画冊子に音声コードを添付するほか、点字版、テキスト版、デージー版、音声版、拡大版及び平易版の計画を作成し、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実していきます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

到達目標及び見込量については、定期的の実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表するものとします。

当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて
所要の対策を検討・実施していきます。